

第 2 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

令和5年6月20日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第2回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和5年6月20日(火曜日)

午前9時57分開議

午後0時4分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第3号 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標(素案)について
- ②第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について
- ③緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

出席委員(8人)

委員長 岩本浩治  
 副委員長 南部隼平  
 委員 溝口幸治  
 委員 高木健次

委員 緒方勇二  
 委員 西山宗孝  
 委員 幸村香代子  
 委員 立山大二朗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 内田清之  
 政策審議監 津川知博  
 危機管理監 橋本誠也  
 政策調整監 神西良三  
 秘書グループ課長 福原彰宏  
 広報グループ課長 清水英伸  
 くまモングループ課長 鳥井薫順  
 危機管理防災課長 佐崎一晴

総務部

部長 平井宏英  
 理事兼県央広域本部長  
 兼市町村・税務局長 松岡正之  
 政策審議監 下山薫  
 総務私学局長 中村誠希  
 首席審議員兼人事課長 磯谷重和  
 財政課長 臼井洋介  
 県政情報文書課長 坂本久敏  
 総務厚生課長 上塚恭司  
 財産経営課長 松尾亮爾  
 私学振興課長 枝國智一  
 市町村課長 阿南周造  
 消防保安課長 田口雄一  
 税務課長 坂口啓介

企画振興部

部長 高橋太朗  
 理事  
 (デジタル戦略担当)  
 兼デジタル戦略局長 小金丸健  
 政策審議監 門崎博幸

地域・文化振興局長 永 友 義 孝  
 交通政策・統計局長 阪 本 清 貴  
 球磨川流域復興局長 府 高 隆  
 土木技術審議監 菰 田 武 志  
 首席審議員兼企画課長 小 川 剛 史  
 政策監 中 村 寿 克  
 地域振興課長 久保田 健 二  
 文化企画・  
 世界遺産推進課長 木 原 徹  
 交通政策課長 坂 本 弘 道  
 統計調査課長 東 敬 二  
 デジタル戦略推進課長 受 島 章太郎  
 システム改革課長 黒 瀬 琢 也  
 政策監 中 川 太 介  
 出納局  
 会計管理者兼出納局長 野 尾 晴一朗  
 会計課長 杉 本 良 一  
 管理調達課長 嘉 永 秀 俊  
 人事委員会事務局  
 局 長 西 尾 浩 明  
 公務員課長 永 野 茂  
 監査委員事務局  
 局 長 浦 田 隆 治  
 首席審議員兼監査監 江 橋 倫 明  
 監査監 天 野 誠 史  
 監査監 坂 本 誠 也  
 議会事務局  
 局 長 波 村 多 門  
 次長兼総務課長 村 田 竜 二  
 議事課長 富 田 博 英  
 政務調査課長 大 濱 順 和  
 事務局職員出席者  
 議事課主幹 泗 水 靖 希  
 政務調査課主幹 近 藤 隆 志

午前9時57分開議

○岩本浩治委員長 ただいまから第2回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありま

したので、これを認めることといたしました。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さきの委員会で委員長に選任いただきました岩本でございます。

今後1年間、南部副委員長とともに、誠心誠意円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、執行部の皆様におかれましても、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

続きまして、南部副委員長から挨拶をお願いします。

○南部隼平副委員長 さきの委員会で副委員長に選任いただきました南部でございます。

1年間、岩本委員長の下、しっかり補佐し、一生懸命頑張っております。

委員各位、そして執行部の皆さんも、今後1年間、よろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員長 今回は執行部を交えての初めての委員会でありますので、初めに執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

なお、課長以上については、自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、内田知事公室長から、役付職員名簿の順番により、自席から自己紹介をお願いいたします。

（知事公室長、政策審議監～政務調査課長の順に自己紹介）

○岩本浩治委員長 それでは、主要事業等の

説明に入りたいと思います。

質疑については、執行部の説明後に一括して受けたいと思います。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、知事公室及び総務部から順次説明をお願いいたします。

○神西政策調整監 知事公室付でございます。

4ページをお願いします。

重要政策調整事業でございますが、知事によるトップマネジメントを補佐し、県政の重要課題等に必要な調査などを行う事業でございます。

知事公室付は以上です。

○福原秘書グループ課長 秘書グループでございます。

5ページをお願いいたします。

1の熊本地震犠牲者追悼式事業でございます。

熊本地震で犠牲となられた方々の追悼と復興への決意を新たにするため、去る4月14日に追悼式を行いました。

次に、2の令和2年7月豪雨犠牲者追悼式事業でございます。

これは、豪雨災害で犠牲となられた方々を追悼するものです。

開催につきましては、昨年と同様、被災市町村の意向を踏まえ、市町村ごとに県と共催して執り行うこととしております。

秘書グループは以上でございます。

○清水広報グループ課長 広報グループでござ

います。

6ページをお願いします。

1の広報事業でございますが、テレビ、ラジオ、広報紙、新聞、電子媒体等により、県内外に向けて県の施策等を発信するための事業を実施いたします。

(4)のやさしいくまもとづくり広報事業では、知事会見時の手話通訳をはじめ、県政広報テレビ番組への字幕挿入など、視覚・聴覚障害者に配慮した事業を実施します。

(6)の広報では、首都圏をはじめ県内外に、復旧・復興状況やT SMCの工場稼働を見据えた県の取組、魅力を発信し、人材の確保や企業の集積につなげる広報を展開します。

7ページをお願いします。

2の報道・広聴事業等でございますが、マスコミを通じて情報提供を行う報道対応、県政に関する提言や意見などを県民の皆様からいただき、県政へ反映していく広聴事業等を実施いたします。

広報グループは以上です。

○鳥井くまモングループ課長 くまモングループでございます。

8ページをお願いします。

1のくまモンの使用許可及び管理運営でございます。

これは、くまモンのイラスト利用許諾の審査や県内外においてくまモン隊の出動を行う事業でございます。

次に、2のくまモンを活用した情報発信及びプロモーションでございます。

これは、くまモンの認知度を生かしてSNS等による情報発信を行ったり、首都圏等にくまもとプロモーションを行う事業でございます。

9ページをお願いします。

3のくまモンランド化構想の推進でございます。

これは、熊本県全体をくまモンのテーマパークと見立てて、熊本が魅力ある場所となり、多くの人が集まる場所を目指すものでございます。

(1)の事業は、各地域の資源とくまモンを掛け合わせることで、新たな地域の集客ポイントを創出するものでございます。

また、(2)の事業では、観光客の周遊促進として、DX技術も活用したくまモンツアー等を展開するものでございます。

くまモングループは以上です。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

10ページをお願いします。

1の危機管理・防災体制の充実・強化について、(1)の危機管理対策事業は、危機管理対応や弾道ミサイルを想定した国民保護・住民避難訓練等を実施するものです。

(7)の新、防災センター展示・学習室運営事業は、先月オープンした防災センター1階の展示・学習室において、広く県民の利用を促進し、防災学習や人材育成等を行うものです。

11ページをお願いします。

(8)の九州広域防災拠点強化整備事業は、南海トラフ地震を想定し、国や大分県等と本県で実施する広域応援訓練等を行うものです。

(9)の新、防災DX推進事業は、新規事業で、災害時に防災センターにおいて、被害情報収集のため市町村や消防本部等とドローン映像を共有するためのシステム導入を行うものです。

(10)の防災・行政情報通信ネットワーク整備事業は、防災行政無線設備等の浸水対策や第3世代衛星通信システムの整備等を行うものです。

危機管理防災課は以上です。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

12ページをお願いします。

項目1の創造的復興や新たな行政需要等のための組織体制の整備及び人材の確保についてですが、(1)の組織体制の整備につきましては、創造的復興や新たな施策等の推進に必要な組織体制の整備を進めてまいります。その際、職員配置の重点化に向けた組織体制の見直しや事務事業の見直しに取り組みながら、行政体制の効率化を目指してまいります。

(2)の人材の確保につきましては、令和2年度に策定しました熊本県職員の定員管理基本方針に基づき、令和6年度までの4年間において、令和2年度の職員数を維持することを基本としつつ、大規模災害からの速やかな復興に向けて、任期付職員の任用や他県への職員派遣の要請など、あらゆる手段を活用しながら柔軟に必要な職員の確保を行ってまいります。

13ページをお願いいたします。

項目2の勤務環境の整備と健康管理についてですが、災害からの復興業務と併せまして、新たな熊本の創造に向けた取組及びその他県政の重要な課題に、職員が全力かつ継続的に対応することができるよう、職員一人一人が働きやすい勤務環境を整備するとともに、長時間勤務を縮減することにより、職員の心身の健康維持を図ってまいります。

具体的には、まず(1)の勤務環境の整備としましては、職員の担当業務やライフスタイルに対応し、最も効果的、効率的に働くことができるよう、業務内容に応じて勤務時間をずらすことができる特例勤務、あるいは5つの勤務時間から選択できる時差出勤、リモート通信ツールを利用した在宅勤務、それらの活用によりまして、多様な働き方を実現できる職場づくりを推進してまいります。

あわせて、育休文化の定着に向けた、男性職員の育休取得を促進するハッピーシェ

アウイクスの取組など、職員一人一人が理想のワーク・ライフ・バランスを実現できる環境を整備してまいります。

(2)の健康管理としましては、職員の心身の健康を維持するため、勤務環境の整備と併せて、全庁的な業務改善の取組や所属内の業務量の平準化、勤務時間インターバル制度の試行等によりまして、長時間勤務の縮減を図ってまいります。

また、いわゆるパワハラ、セクハラなどあらゆるハラスメントについて、相談体制や研修の充実を行い、その防止に努めてまいります。

人事課は以上です。

○臼井財政課長 財政課でございます。

14ページをお願いします。

財政課からは、令和5年度当初予算全体の概要について御説明します。

まず、Ⅰの予算編成の基本的な考え方についてですが、地震、豪雨、コロナ、この3つの大きな課題への対応を最優先としつつ、このような状況の中、半導体産業のさらなる集積に向けた取組や高度情報化、移住、定住の推進など、将来の熊本の発展に必要な事業について予算を編成しております。

次に、Ⅱの当初予算の特色についてですが、1の令和2年豪雨からの創造的復興、これに係る予算として238億円、2の新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応、これに係る予算として1,025億円、3の熊本地震からの創造的復興、これに係る予算として151億円、4の将来に向けた地方創生の取組、これに係る予算として199億円、令和5年度における重点的な取組として174億円を計上しております。

当初予算全体としては、前年度比で105億円増の9,136億円を計上しております。

15ページをお願いします。

参考1として、平成20年度以降の当初予算

の規模を記載しておりますが、令和5年度当初予算については、県政史上最大の規模となっております。

参考2として、財政調整用4基金残高の推移を記載しておりますが、令和5年度については83億円となっております。

財政課は以上です。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

16ページをお願いいたします。

1の行政文書の適正な管理については、条例に基づいて行政文書の適正な管理等を図ります。

また、文書管理システムを活用して、庁内の電子決裁等を推進します。

2のDXによる行政文書管理の効率化については、調査業務により電子文書を総合的、効率的に管理する仕組みの構築を検討します。

3の情報公開・個人情報保護の推進については、条例等に基づいて開示請求等に係る各所属への助言を行うほか、改正個人情報保護法への円滑な対応等を進めます。

4の公立大学法人熊本県立大学への支援については、県立大学が業務を確実に実施できるよう、財源の一部として運営費交付金を交付します。

県政情報文書課は以上です。

○上塚総務厚生課長 総務厚生課です。

17ページをお願いします。

1の庶務事務の集中処理についてですが、庶務事務の効率化を図るために、諸手当認定、旅費、報酬事務等の集中処理を行っております。

集中処理の対象事務及び対象機関は、資料に記載のとおりです。

2の職員の健康支援についてですが、心と体の健康管理として、各種の健康診断やスト

レスチェックをはじめ、その結果に基づく事後指導等を実施しております。

また、長時間勤務による健康障害の防止やメンタルヘルス対策のため、産業医による所属長への助言指導や職員への面接による保健指導などを実施しております。

総務厚生課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

18ページをお願いいたします。

1の県庁舎等の保全及び維持管理ですが、本庁舎、地域振興局の維持管理等に必要な経費を計上しております。

県庁舎等の適正な執務環境の維持や安全確保を図るとともに、環境に配慮したLED照明の導入など、エネルギー使用量の削減にも努めております。

2の県有財産の適正管理及び有効活用につきましては、県有施設の老朽化が進む中、施設を長く使用するための県有施設ごとの長寿命化保全計画の策定やPFIの活用、未利用地の売却等を進めることとしております。

財産経営課は以上です。

○枝國私学振興課長 私学振興課でございます。

19ページをお願いします。

1の私立学校の運営支援について、(1)の私立高等学校等経常費助成費補助は、私立学校の教育条件や経営健全性の維持向上のため、教員の人件費や教育研究経費等、経常費を助成するものでございます。

(2)の職業実践専門課程運営費補助は、新規事業で、企業と連携し実践的な職業教育を行う専修学校等の職業実践専門課程の運営費を助成するものです。

2の私立学校の生徒・保護者の経済的負担軽減について、(1)の私立高等学校等就学支援金事業は、私立高等学校の生徒の授業料負

担軽減のため、保護者の所得に応じ支援金を給付するものです。

3のグローバル人材育成及び私学の魅力アップ支援について、(1)国際教育支援事業は、新規事業でございますが、半導体関連工場の立地に伴い、外国人生徒を受け入れるための環境整備に取り組む私立学校に対して助成するものです。

私学振興課は以上でございます。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

20ページをお願いいたします。

まず、1の(2)権限移譲事務市町村交付金は、パスポートや農地転用等の事務を担う市町村への事務費の助成です。

次の(3)マイナンバーカード取得促進事業は、通常、カード申請受付は市町村役場で行っておりますが、住民の申請機会を増やすため、大規模事業所等に出張し、申請を受け付けるものです。

なお、本県の交付率は、4月末現在、71.6%となっております。

次の(4)市町村行政サービス維持向上支援事業は、行政サービスの安定的な提供体制の維持強化に取り組む市町村への交付金です。

具体的には、人口構造の変化や施設インフラの老朽化等の長期的、客観的な変化の見通しである地域の未来予測の作成経費の助成となります。

21ページをお願いします。

2の(1)平成28年熊本地震復興基金交付金は、復興基金を活用し復興に取り組む市町村への交付金です。

事業メニューとしましては、住宅耐震化支援事業や観光拠点整備事業等がございます。

最後の3、(1)知事選挙費は、令和6年4月に知事の任期が満了するため、必要となる選挙執行経費となります。

選挙管理委員会として、周知啓発を含め、円滑な執行に努めます。

市町村課は以上です。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

22ページをお願いいたします。

上段の1、防災消防ヘリによる防災体制の充実・強化は、防災消防航空隊の活動並びに防災消防ヘリコプターの安全運航のため、体制の確保、機体の維持整備を行うものです。

次に、2の消防力強化の推進は、消防を取り巻く環境変化に対応し、必要な水準を確保するため、消防団員の加入促進など、市町村の消防体制強化を推進するとともに、消防本部の消防指令共同化の取組を支援するため、交付金を支給するものです。

なお、球磨地域におけます消防指令共同化及び消防広域化の取組に対する支援につきましては、令和2年7月豪雨災害からの復興支援として、本年度から球磨川流域復興基金交付金において行うこととしています。

続きまして、3の消防学校の機能強化は、消防職員等の教育訓練環境充実のため、訓練塔の整備を進めるとともに、消防学校の本館及び寄宿舎の再整備に向けた設計などを行うものです。

なお、消防学校の再整備に関する基本構想につきましては、今年3月の総務常任委員会で検討状況を報告させていただきましたが、今月末に策定の予定となっております。

消防保安課は以上でございます。

○坂口税務課長 税務課でございます。

23ページをお願いします。

1の県税収入の確保について、令和5年度の県税収入につきましては、新型コロナウイルス感染症からの経済活動の回復や法人の堅調な事業活動等の見通しを踏まえて、個人県民税、法人事業税、地方消費税の増収等により、令和4年度当初予算額を約11億円上回る約1,671億円と見込んでおります。

県税収入の確保に向け、適正かつ公平な賦課徴収に取り組んでまいります。

次に、2のふるさと納税の取組展開について、ふるさと納税制度は、寄附という形で生まれ育ったふるさとや応援したい地域等に貢献できるものです。

御寄附いただいた皆様へのフォローアップにしっかりと取り組み、本県への継続的な支援につなげるとともに、返礼品の充実等により新たな寄附者の獲得、県産品の魅力発信、熊本への人の流れの加速等につなげてまいります。

税務課は以上です。

○小川企画課長 企画課でございます。

24ページをお願いいたします。

1の知事会等活動費につきましては、全国知事会、九州地方知事会及び九州地域戦略会議を通じまして、広域的な諸課題について協議、推進を図るとともに、国への施策提言や他県と連携した取組を行うものでございます。

続きまして、2の国際教育環境整備推進事業につきましては、TSMCの進出を契機とした半導体関連産業の集積に伴い、県内の教育機関における外国籍の子供の受入れ体制を整備し、教育機会を確保するものでございます。

続きまして、3番のSDGs推進事業につきましては、地方創生につながるSDGsを官民連携して推進するため、積極的に取り組む企業等に見える化する県の登録制度の運用を行うとともに、取組のさらなる深化と質の向上を目指すくまもとSDGsアワード、こちらを実施するものでございます。

最後の4番、企業版ふるさと納税マッチング促進事業につきましては、企業版ふるさと納税制度を活用したさらなる歳入確保を図るため、寄附獲得に向けた県外企業への働きかけを行うものでございます。



企画課は以上になります。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

25ページをお願いいたします。

1、移住定住の促進は、地方移住への関心の高まりを的確に捉え、本県への移住定住を促進するものでございます。

2、地域づくりチャレンジ推進事業は、市町村や地域団体等が行う自主的な地域づくりへの支援等を通じまして、地域の活性化を図るものでございます。

3、水俣・芦北地域の振興は、水俣病特措法の救済措置の方針を踏まえた水俣・芦北地域における地元市町の新しい形の地域づくりの取組への支援や、第七次水俣・芦北地域振興計画における市町の重点施策の計画期間内での課題解決に向けた支援等を行うものでございます。

4、被災住宅移転促進宅地整備受託事業は、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた球磨村から県が受託し、被災地域の住民等の移転先となる宅地整備等を実施するものでございます。

26ページの5、阿蘇の草原再生は、恒久防火帯の整備など野焼きの作業省力化や野焼きの放棄地の再開や後継者育成への支援等を行うものでございます。

6、御所浦・湯島地域の活性化推進は、有人の離島地域である御所浦諸島と湯島における地域活性化に向けた取組を支援するものでございます。

7、立野・黒川地区の地域再生等支援は、熊本地震で被害を受けた東海大学阿蘇キャンパスの用地の有効活用に向けた取組への支援でございます。

地域振興課は以上です。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

27ページをお願いします。

1の文化振興関係事業です。

(1)文化行政推進は、県文化振興審議会の運営や県文化協会への支援などを行うものです。

(2)熊本県芸術文化祭推進事業は、県文化協会、公益財団法人熊本県立劇場及び民間団体との協働により、熊本県芸術文化祭を開催するものです。

(3)伝統文化等継承対策事業は、地域の伝統芸能の継承対策に取り組む市町村への助成等を行うものです。

その下の2、県立劇場関係事業です。

(1)県立劇場管理運営事業は、指定管理者の公益財団法人熊本県立劇場に委託し、県立劇場の管理運営や文化事業を行うものです。

(2)県立劇場施設整備費は、県立劇場保全計画に基づき、照明設備、中央監視設備等の改修を行うとともに、令和8年度に実施予定の特定天井の改修工事に向け、工法の検討等を行うものです。

その下、3の世界文化遺産登録推進事業は、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取組や県内の世界文化遺産の保全と活用を推進するものです。

4の博物館ネットワーク推進事業は、博物館関連資料データベースの運営等を行うものです。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

29ページをお願いいたします。

1の地域交通企画調整事業につきましては、地域の公共交通ネットワークを維持確保し、県民生活を支えるために、鉄道、路線バス等、地域の実情に応じた取組について、国及び沿線市町村と連携して支援を行うものでございます。

主な取組といたしましては、(1)から(4)に

掲げてありますとおり、路線バスの運行、鉄軌道などの支援に取り組んでまいります。

次に、2の肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、並行在来線として3セクで運営いたします肥薩おれんじ鉄道の安全、安定的な運行のため、鉄道基盤の整備、維持に関する費用につきまして、沿線市町、鹿児島県と連携して支援を行うものでございます。

次に、3の鉄道災害復旧支援事業につきましては、令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けたくま川鉄道の災害復旧に係る費用の支援を行うものでございます。

30ページをお願いいたします。

4、阿蘇くまもと空港関連事業につきましては、阿蘇くまもと空港の創造的復興に向け、コンセッション方式の導入によります空港の全体的な機能強化整備や空港アクセス鉄道の整備推進、また、航空路線の誘致活動を行っていくものでございます。

主な取組、(1)から(3)に掲げておりますが、空港の運営会社である熊本国際空港株式会社や関係機関と連携して、空港の創造的復興の推進に取り組んでまいります。

最後に、5の地域航空推進事業につきましては、天草エアラインの安全で安定的な運航が維持されるよう、機材整備に係る費用を地元市町と連携して支援するとともに、利用促進協議会を中心に利用促進に取り組むものでございます。

交通政策課は以上でございます。

○東統計調査課長 統計調査課でございます。

31ページをお願いします。

1の委託統計調査の実施でございますが、国から委託を受け、5年に1度の周期調査として、令和5年住宅・土地統計調査及び2023年漁業センサスの2本を実施するほか、毎年度行っている経常調査を実施します。

(1)周期調査の①、令和5年住宅・土地統

計調査でございますが、住宅と土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を明らかにするもので、約5万3,000世帯を対象に実施します。

②2023年漁業センサスでございますが、漁業の基本的構造、就業構造及び背景を明らかにするもので、対象14市町の全漁業経営体を対象に実施いたします。

(2)の経常調査については、労働力調査など、記載の6調査を本年度も実施いたします。

次に、2の県単独調査等の実施でございますが、推計人口の調査や県民経済計算等の加工統計の作成及び統計資料の刊行、ホームページ等での情報提供を行います。

統計調査課は以上です。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

32ページをお願いいたします。

まず、1の電子自治体推進事業は、電子申請受付システムなどの県と市町村が共同で利用しております情報システムの運用管理等を行うものでございます。

2の行政デジタル化推進事業は、県庁の行政手続をオンライン化するとともに、市町村に対しましては、デジタル化を推進するための専門的な職員研修の実施やデジタル専門人材の派遣を行うものでございます。

3のくまもとDXグランドデザイン推進事業は、産学行政におけますくまもとDXグランドデザインの実現に向けまして、DX推進コンソーシアムを通じた機運醸成のほか、企業などの連携マッチング支援、さらには県内の参考事例創出に向けた実証事業等を行うものでございます。

4のデータ連携基盤構築等推進事業は、新規事業でございます。

官民の様々なデータを相互に連携し、新たなサービスや事業の創出につなげるため、国

が推奨いたしますデータ連携基盤につきまして、県内市町村と共同での構築を目指すものでございます。

デジタル戦略推進課は以上でございます。

○黒瀬システム改革課長 システム改革課でございます。

33ページをお願いいたします。

まず、1の庁内情報基盤管理運営事業は、職員用パソコンの調達、保守や職員が利用するメールシステムなどの基盤システムの運用管理等を行うものでございます。

2のICTを活用した働き方改革等推進事業は、ICTを活用し、オンライン会議システムやテレワークシステムの運用など、働きやすい職場環境づくりを進めるとともに、業務の効率化や行政サービスの向上を図るものでございます。

3の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業は、県庁と各広域本部、地域振興局等を高速回線で接続する熊本県総合行政ネットワークの監視、保守等を行い、ネットワークの安定運用を図るものでございます。

システム改革課は以上です。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

34ページをお願いいたします。

1、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興の推進は、災害からの復旧、復興に向けた取組を推進するものです。

主な取組として、(1)復旧・復興プランの推進と進捗管理、(2)新たな流水型ダムを含む緑の流域治水の推進、(3)被災地域のまちづくりと集落再生支援等でございます。

2、球磨川流域復興基金交付金は、球磨川流域復興基金等により、被災者の生活支援、地域コミュニティー施設等の復旧など、市町村の取組を支援するものです。

3、五木村・相良村の振興は、五木村振興

推進条例に基づき、国、県、村の3者で村の新たな振興に向けた取組の迅速かつ着実な推進を図るものです。また、相良村について、村の振興に向けた県の取組の推進を図るものです。

球磨川流域復興局は以上です。

○杉本会計課長 会計課でございます。

35ページをお願いいたします。

1の会計事務の適正な執行の確保は、会計書類の確認、審査、それから職員研修等を行うものです。

2の総合財務会計システムの管理は、財務会計システムの安定的な運用及び維持管理を行うものです。

3の県公金の確実な保管及び運用は、県公金を確実かつ有利な方法により保管、運用を行うものです。

4の新総合財務会計システムの構築は、行政手続におけるペーパーレス、キャッシュレス等を推進するための新しい会計システムの構築に向けた準備を行うものです。

5のキャッシュレス収納の構築は、現行の財務会計システム上でキャッシュレス収納を実施するとともに、収入証紙に代わるキャッシュレス収納の導入に向けた検討を行うものです。

会計課は以上でございます。

○嘉永管理調達課長 管理調達課です。

36ページをお願いします。

1の物品の適正な出納及び管理は、職員研修や会計事務検査等により物品の適正な出納及び管理を行うものです。

2の物品の集中調達の推進は、物品調達事務の効率化を図るため、本庁における全ての物品、出先機関の一定額以上の物品について、管理調達課で一括して調達するものです。

3の入札契約事務の適正化は、各所属の適

正な入札契約事務の執行を支援するため、競争入札参加資格の審査を行うとともに、電子入札システムにより本庁における入札・開札業務を一元的に行うものです。

最後に、4の公契約条例推進事業は、今年4月から施行しております公契約条例の基本理念を踏まえて策定した取組方針に基づき、持続可能な社会の実現に寄与する取組を推進するものです。

管理調達課は以上です。

○永野公務員課長 人事委員会事務局でございます。

37ページをお願いいたします。

まず、1の採用試験事務でございます。

今年度を実施します県職員等の採用試験について、職種及び採用予定人数を記載しております。

次に、38ページの2の「県庁のしごと」魅力発信事業につきましては、人材獲得競争がより厳しくなっている中で、県職員を志望する人材を増やすことを目的として、県庁で働く魅力を積極的に発信するものでございます。

3の公平審査事務につきましては、職員の勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求、その他苦情相談などの事務を行うものでございます。

最後に、4の給与制度等調査研究事務につきましては、議会と知事に対して職員の給与について報告及び勧告を行うため、民間給与実態調査等を実施するとともに、勤務時間、その他の勤務条件について調査研究を行うものでございます。

人事委員会事務局は以上です。

○江橋監査監 監査委員事務局でございます。

39ページをお願いします。

まず、1の定期監査等の実施ですが、県の

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行につきまして、県の各機関の監査を行いますほか、県が財政的援助を行っている団体等につきましても監査を実施してまいります。

次に、2の決算審査等の実施ですが、一般会計をはじめ、各会計の決算について審査を行い、知事へ意見書を提出いたします。

また、現金出納の検査を毎月行いますほか、財政の健全化判断比率等の審査及び事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書に係る審査を行います。

監査委員事務局は以上です。

○村田議会事務局次長 議会事務局でございます。

40ページをお願いいたします。

議会費でございますが、円滑な議会運営を図るため、本会議、委員会等の各種事務を行うとともに、議員の調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付等の事務を行うものでございます。

また、議会棟の適切な維持管理及び長寿命化を図るための改修工事を行うものでございます。

新規事業でございますが、(1)の議会棟内部改修事業を計上しております。

議会事務局は以上です。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いをします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんでしょうか。

○幸村香代子委員 13ページ、人事課の2の

勤務環境の整備と健康管理、これについて質問したいというふうに思います。

(1)の勤務環境の整備の中で、育休取得、これは一般質問のほうでも取扱いがあったんですが、もう一度、どれくらいの男性が取られているのかということと育休の取られている期間、これについて説明をお願いします。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

まず、育休に関しましては、男性の育休ということで、先生おっしゃられたとおり、本会議でも答弁をさせていただいていますけれども、今年度に入りまして新たな取組も行いまして、知事部局の男性職員については、かなりの割合で男性、育休取得をしております。

全体、年間トータルで言いますと、現時点で令和4年度は41.2%ということで、昨年度が15%程度でしたので、大幅に伸びたということでございます。

一方、期間につきましては、先ほど紹介をさせていただきましたハッピーシェアウィークスというのが、14日間を取るというのを強く推奨するという取組でございまして、それに基づいて取っているという職員というのも多くいまして、ちょっと数字はここではっきりしたものは申し上げられませんが、比較的短い期間というのが男性の場合は多いというのが実情かと思えます。

以上です。

○幸村香代子委員 今御説明を受けて、昨年度、15%から41.2%まで増えたと、男性育休の取得が、ということは、非常にそれが取りやすい環境ができているんだろうなというふうに思います。

それと、最大14日間取れるのであれば、やはりこの期間についても、十分、やっぱり産後のケアというのは非常に必要になってきますので、できるだけこの14日間を取っていた

だくというふうな働きかけも、また引き続きお願いしたいというふうに思います。

それと、引き続きなんですけど、(2)の健康管理、これについて質問したいというふうに思います。

勤務間のインターバル制度の試行ということでここに明記してありますが、今、これをスタートして順調に滑り出しをしているのか、それとも、いや、ちょっと行き詰まっているんですよねというふうな感じなのか、ちょっとその様子について御説明をお願いしたいというふうに思います。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

御質問の勤務間インターバル制度につきましては、令和5年の2月下旬からスタートをしております。国に先行して導入ということで、試行的に導入するという位置づけにしております。

これは、11時間、睡眠時間あるいはくつろぐ時間も含めて、最低11時間空けましょうという制度でございまして、最低でも9時間を下回る場合は報告をいただくというような制度になっております。

そういった報告も含めて、滑り出しとしては、運営、うまくいっているのではないかなと思っております。

一方で、管理職のほうの理解、あと、実際の職員の理解というのも、導入したばかりでございまして、これからさらに深めていい制度となるように、運用を進めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○幸村香代子委員 一旦、順調に滑り出しをしているということで理解したいというふうに思うんですが、課題として、おっしゃったように、やっぱり管理職のマネジメントであるとか、やっぱり同じ職場にいらっしゃる職員の皆さんのところとかということの理解が

進まない、なかなかこういったふうな制度の定着というのが難しいかなというふうに思いますので、そのあたりは本当に慎重にということと、積極的にやはりこのあたりの理解が進むような職場の環境づくりをお願いしたいというふうに思います。

先ほどお話をした、やっぱりこの勤務環境の整備と健康管理というあたりが、先ほど最後のほうにありました、県庁で働く魅力というふうなことの最後のほうで説明がありましたが、やはりこのあたりにつながるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ取組をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○磯谷人事課長 1点だけ、すみません。人事課でございます。

先ほどハッピーシェアウィークスで、私の説明が間違っていたかもしれませんけれども、最高14日というふうに言われましたけれども、少なくとも14日以上と、最低14日以上ということでございますので、補足をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○岩本浩治委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

○西山宗孝委員 12ページの人事課関係と、それと関連しますので、37ページの人事委員会、2つ絡めて質問させていただきます。

昨今、どこの事業所も一緒なんですけれども、業種にかかわらず非常に人材不足、マンパワー不足ということで、県も例外ではないんですけれども、特に出先あたりは、我々、振興局に出入りするんですけれども、非常にその中でも技術職が不足していると、土木、建築、それから用地関係。これも、ハードの事業を進める上では非常に手間取って、工事

そのものが延期されて非常に影響を与える、業界にも影響を与えるということはあるんですが、現状で慢性的な人員不足あるいは人材不足について、現状と今後、どういった考えでおられるのか。

あわせて、人事委員会で採用の在り方、採用についてお話がありましたけれども、どこの自治体も、自治体間競争であの手この手で採用試験もやっていると思うんですが、従来とはまた違った採用の在り方も研究、検討されていると思うんですけれども、その辺りの実態をどう——今後のことについて説明いただければと思います。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

まず、知事部局における全体的な人員についての御質問から、人事課のほうでまず答えさせていただきます。

12ページの資料にもございまして、先ほど説明も申し上げましたけれども、令和2年度に定員管理の基本方針ということで、4,218人ということで、それは維持をしていこうということで、令和6年4月までの計画を立てております。

その中で、委員御承知のとおり、災害等も発生しておりますけれども、その一部で落ち着きを取り戻している部分もございまして、そういうのを活用しながら今全体としては回しております。4,200名前後で推移しております。全体として、足りてない、大幅に足りてないということはないという認識でございます。

ただ、一方で、委員御指摘のとおり、技術職員中心に採用がなかなかうまくいかないという現実がございます。

この資料の表でいきますと、令和4年度の4,226名から今年度4,179名ということになっておりますけれども、そのうち、例えば獣医師さんがなかなか——これは全国的な動きでありますけれども、確保できないでありまし

たり、あるいは土木職員、農業土木も含めてでございますけれども、少しやっぱり不足は出ているという状況はあって、ここは深刻に受け止めて、いろいろ人事委員会さんとも協力して、今対策を打っているところでございます。

以上です。

○永野公務員課長 人事委員会事務局でございます。

御発言いただきましたように、近年、受験対象人口の減少でありますとか、あるいは特に民間企業、それと国、他の自治体等との人材獲得競争が非常に厳しくなっております。とりわけ、今人事課長も申しましたように、技術系職種、その中でも総合土木職の人材確保が非常に厳しくなっております。

そういった認識に基づきまして、例えば、37ページのほうで今年度実施します採用試験の御紹介をさせていただいたんですけれども、表の左側のほうの一番上、大学卒業程度（春期SPI方式）、総合土木で今年度新設というふうに書いておりますけれども、この新設と、同じく左側の表の一番下、民間企業等経験者対象の下期ということで、これまで年に1回しか実施しておりませんでしたけれども、今回、今年度から2回実施するというところでございます。

特に、一番上の大学卒業程度（春期SPI方式）、総合土木につきましては、試験の内容も、従来の教養試験から民間で広く利用されておりますSPIということで、そういったものを導入しまして、できるだけ受けやすいような形にしたいということで実施しております。

実際、これまで民間を希望されていたような方も受けやすいような試験になっておりますので、既に実施をしたところでございますけれども、一定程度の受験者も確保できたと

いうところでございます。

説明は以上でございます。

○西山宗孝委員 お話お伺いしましたSPI方式については、もう民間、早くから取り入れてあるんですけれども、熊本の場合は、TSMCの大きなうねりもあって、県外からも県内からも人材投入するような環境で非常に厳しいとは思いますが、官民挙げて熊本で働くことの意義、それから県の職員として魅力があるかどうか、大学生あたりとお話しますと、なかなか伝わってこないような感じも私も受けるんですよ。

だから、魅力づけをもうちょっとアピールしないと、やっぱり現場を見てみますと、大変一生懸命仕事されているけれども、ついついルーチンに追われたりとか、技術職なんか特に、夢もいろいろ専門的にあるんですけれども、実態はそうではないところがありますので、現場の声も聞きながら、もう少しアピールもそういった視点に立ってしていただかないと、試験の成績がいいだけじゃなくて、人材として、元気とは言いませんけれども、人材として起用できるような職員の採用の在り方について、もっと研究していただきたいと思うんですけれども。

○岩本浩治委員長 要望でよろしゅうございますか。

○西山宗孝委員 お願い、要望で結構です。ぜひ。

○緒方勇二委員 10ページ、危機管理防災課。

防災センターの展示・学習室運営事業、それから、次ページの11ページの防災のDX推進事業についてお尋ねをいたします。

九州北部豪雨、それから熊本地震、そして令和2年7月豪雨を経験した本県ですが、本

当に防災の州都を目指す上で、ようやくの感がありますが、防災センターが完成いたしました。

その中であの展示・学習室の運営が始まるわけですが、自主防災組織の拡充と継続的な支援ももちろん事業に入っていますけれども、今後どういう展開をされて広く県民に利用を促進されるのか。

それから、先般、立野ダムが試験湛水に向けて今鋭意工事を施工されていますけれども、視察に行かせていただきました。南阿蘇鉄道も横を走って、それから東海大学のところにも、K I O K Uですか、そういうものもできて、本当に震災ミュージアムも出来上がる、防災センターも出来上がる、広く、たくさんの視察団及び観光ツーリズムもインフラツーリズムもいろんなことが展開できると思うんですが、今後、ここを——ようやく拠点ができました。これは、どういう展開を考えておられるのかをお尋ねするのと、それから、防災のD X推進事業で、これはドローンの映像活用をということですが、まさに令和2年7月豪雨のときに、上空からの災害のまさに起きている状況がたくさん目に入ったわけですが、12番のデジタルアーカイブ事業とも連携するのかもしれませんが、あの豪雨災害のときにどのように避難されたのかの検証はされているのか。

それから、気象庁の「キキクル」のアプリでいきますと、視聴者からのいろんなものが情報提供されて、どこでどのように災害が多く発生しているのかがすぐ瞬時に分かると思うんですが、この新防災D X推進事業で、広く県民からの、視聴者からのそういうものは集まるのかどうか、この辺の説明をお願いいたします。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

まず、1点目の新防災センターにおきます

展示・学習室、ここを活用しました県民への防災についての普及啓発についてということでございますけれども、先ほど緒方委員からお話ございましたとおり、県内で大きな災害を経験しております、その災害の経験、それから教訓を伝えるということで展示・学習室を整備しておるわけですが、子供からお年寄りまで、また、先ほど言われましたように、自主防災組織とか、あとまた防災士の方々、そういった方々にどんどん来ていただいて、防災センターで、何といえますか、いろんなレベルに応じた防災研修を受講していただきたいというふうに考えております。

今回予算を計上しておりますのが、あそこを運営する運営委員の件費を計上してまして、この運営委員というのは、いろんな防災に関する知識や技術を持たれている方を今回雇用しております。その方々が作り出したいろんなレベルに応じた、子供から、それからいろんな防災士の方も含めまして、いろんなレベルに応じた学習プログラムを提供していただくということにしております。

まだまだ、まあオープンしたばかりというのがありますけれども、県民への広報が、まだ周知ができておりませんで、これから周知を一生懸命行いまして、それこそ子供たち、子供の修学旅行とか社会科見学とか、そういったのも含めましてどんどん来ていただいて、そこを防災学習の拠点というふうになるようにしていきたいというふうに考えております。

また、防災センターには、私たち、災害対応を行いますオペレーションルームとかそういったところの部屋もございます。そういったところとのセットで視察、見学に来ていただくということも考えておるところでございます。

また、県内だけでなく、九州各県、それから全国からも来ていただきたいというふうに、今そういう広報のほうもやっていきたい



というふうに考えておるところでございます。

あと、2点目の防災DXの推進につきましてですけれども、今回の事業としましては、市町村と消防本部、それから県の新しい防災センター、ここで災害時の災害の様子をドローンを使いましていち早く共有するという仕組みを今回構築したいというふうに考えております。

また、一方で、先ほど先生がおっしゃいました、住民の方々がその被害の情報をいち早くこちらのほうに御提供いただくという仕組みについても、それについては今後検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○緒方勇二委員 人は、災害の記憶といえますか、本当にすごく忘れやすいので、この3つの大きな災害を経験した本県でありますから、しっかりこの辺の普及啓発に力を入れていただきたいと思います。

ようやく拠点ができました。オペレーションルームも見せていただきましたが、本当にすばらしい施設だなと感心いたしました。そして防災DXで、視聴者からの投稿も受け入れるようなことも今後検討するということですので、まさにそういうことを通じて、日頃から早期の避難につながるとかマイタイムラインの作成とか、常にそういう危機意識を持っていただく、県民の意識づけを育む施設になっていただきたいというふうに思います。

それから、あの7月豪雨を経験した私として思いますに、あのときにどのように避難されたかという検証はされていないように思います。

で、今後、後段で緑の流域治水のところでも申し上げたいと思いますけれども、やっぱりそれもしていくことが防災センターの内容

充実につながるんだろうと思います上から、お願いしときます。

要望です。

○岩本浩治委員長 その他御質問ないでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明をお願いいたします。

平井総務部長。

○平井総務部長 着座のまま失礼いたします。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和5年度6月補正予算でございます。

今回の補正予算は、国の経済対策に合わせた独自の地域活性化策として実施する物価高騰の影響を受けた生活者、事業者への支援や新型コロナウイルス感染症への対応等に必要予算として95億円余を計上、補正後の予算規模は9,234億円余となっております。

このほか、条例改正4件につきまして、併せて提案いたしますとともに、報告事項を提出いたしております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

げます。

○岩本浩治委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いいたします。

○臼井財政課長 財政課でございます。

1 ページをお願いいたします。

まず、6月補正予算の概要でございます。

今回の6月補正予算は、国の経済対策に合わせた独自の地域活性化策として実施する物価高騰の影響を受けた生活者、事業者への支援や新型コロナウイルス感染症への対応等に必要予算として、95億8,300万円を計上しております。

主な内容でございますが、(1)県民生活・県経済への影響の最小化で44億2,100万円を計上しております。

これは、物価高騰の影響を受けた生活者、事業者への支援を行うもので、LPガス使用世帯への支援など、生活者への支援に16億8,000万円、医療、福祉、交通、農林水産事業者などへの支援など、事業者への支援に27億4,100万円でございます。

次に、(2)県経済や県民生活の回復等に15億1,900万円を計上しております。

主な内容は、台湾との相互交流の促進に2億1,300万円、誘客促進等による県経済の活性化に8億6,400万円、県産品の消費拡大、販売促進活動の展開に1億2,800万円、移住の促進、関係人口の拡大等による地域活性化に2億3,100万円でございます。

次に、(3)感染症の拡大防止等に23億9,400万円を計上しております。

主な内容は、県民利便施設における感染症対策に2億8,600万円、県民利便施設等におけるアフターコロナ時代を見据えた環境整備に10億1,600万円、アフターコロナ時代に対応したデジタル環境の整備に10億800万円でございます。

最後に、(4)その他として12億4,900万円を計上しておりますが、主な内容としましては、障害者福祉施設整備への支援の3億1,800万円や藤崎台県営野球場のLED化などの1億6,800万円でございます。

今回の増額補正により、補正後の予算規模は9,234億3,700万円となります。

2 ページは、一般会計のほか、特別会計及び企業会計の内訳を記載しております。

企業会計については、所管の常任委員会で御審議いただきます。

次に、3 ページをお願いいたします。

3 ページと4 ページが歳入予算の内訳となっております。

今回の財源は、主に4 ページの9番、国庫支出金の国庫補助金でございまして、大部分がコロナ対応の地方創生臨時交付金でございます。

また、所要の一般財源については、同じく4 ページ、13番、繰越金を活用しております。

また、5 ページと6 ページが歳出予算の内訳で、一番右の補正額の説明欄に主な事業を記載しております。

予算の総括説明は以上でございます。

○岩本浩治委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いいたします。

○鳥井くまモングループ課長 8 ページをお願いいたします。

補正予算についてでございます。

商業総務費の右側説明欄をお願いいたします。

本事業につきましては、光熱費高騰の影響を受けるくまモンスクエアの管理者に対する助成でございます。

くまモングループは以上でございます。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

10ページをお願いいたします。

上段は、文書費の増額補正でございます。

これは、新型コロナ臨時交付金に係る国庫支出金返納金でございます。

下段は、大学費の増額補正でございます。

説明欄を御覧ください。

大学整備費、公立大学支援事業でございます。

これは、感染防止と学修機会の確保のためのデジタル環境整備等に対する助成です。学生がパソコンなどの充電を行うための電源を増設し、電子書籍の充実を図るものです。

県政情報文書課は以上です。

○枝國私学振興課長 私学振興課でございます。

11ページをお願いします。

私学振興費の増額でございます。

説明欄1、私学振興助成費についてですけれども、(1)及び(2)の事業については、私立学校のICT教育環境の整備を図るため、学習用端末の整備等に係る経費や、ICT機器を活用した授業づくりをサポートするためのICT支援員の配置に係る経費に対する助成を行うものです。

(3)の私立学校等物価高騰対策補助は、物価高騰による私立学校の光熱費の高騰分に対する助成を行うものです。

説明欄2の国庫支出金返納金については、令和3年度私立学校学習指導員等追加配置支援事業補助金の過受領に伴う国庫支出金について返納を行うものです。

以上でございます。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

12ページをお願いいたします。

今回2つの事業を提案しています。

まず、右側説明欄、上段2行目、物価高騰対応生活者支援交付金は、LPガス使用世帯に対し、世帯当たり6,000円を交付する市町

村へ2分の1助成する事業を追加するものでございます。

次に、下段の選挙執行委託費国庫返納金は、令和3年の衆議院総選挙に係る執行経費のうち備品購入費などについて、5つの市町にて過大交付が判明したため、国庫へ返還するものです。

市町村課は以上です。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

13ページをお願いいたします。

上段の防災総務費は、防災消防航空センターにおきます感染症対策のため、病院間搬送で使用します感染防護服の追加購入並びに搬送中のヘリの機内で使用する通信機材等の更新整備に要する経費でございます。

次の下段の消防指導費は、消防学校における訓練生の感染症対策のため、訓練を分散して実施できるよう、救命処置訓練用の機材やストレッチャーの整備並びに寄宿舎内でオンライン授業を受けるためのモニターなどの購入に要する経費でございます。

消防保安課は以上でございます。

○坂口税務課長 税務課でございます。

14ページをお願いします。

自動車取得税交付金ですが、自動車メーカーの排出ガス、燃費性能試験等の不正行為により当該自動車メーカーから追加徴収した自動車取得税の一部を、法令の規定に基づき市町村へ交付するものです。

税務課は以上です。

○小川企画課長 企画課でございます。

資料16ページをお願いいたします。

計画調査費で増額補正をお願いしております。

知事の全国知事会国土交通・観光常任委員長の就任に伴う活動経費でございます。

企画課は以上になります。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

17ページをお願いいたします。

計画調査費の増額を計上しております。

右側説明欄をお願いいたします。

(1)から(3)は、いずれもアフターコロナ時代の移住定住促進に向けた取組でございます。

(1)移住定住促進に向けたニーズ調査事業は、本県への移住者などを対象としましたニーズ調査の実施に要する経費でございます。

(2)「移住定住ポータルサイト」リニューアル事業は、本県の移住定住ポータルサイトが少々陳腐化しておりますので、そのリニューアルを行うための経費でございます。

(3)移住定住促進事業は、熊本ファンのネットワークであるラブくまプロジェクトのプロモーションを通じた関係人口拡大に要する経費でございます。

(4)地域づくりチャレンジ推進事業は、コロナ禍により停滞した地域を活性化させる地域づくりの取組への支援に要する経費でございます。

(5)水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業は、昨年度、「みなまた・あしきたギョギョ大使」に就任していただきましたさかなクンと連携して実施します豊かな海の魅力の体験イベントの開催に要する経費でございます。

地域振興課は以上です。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

18ページをお願いします。

計画調査費につきまして、945万円の増額をお願いしております。

右側の説明欄に記載のとおり、コロナ禍を経て文化芸術活動を継続、再開する県内の文

化芸術団体の支援に要する経費です。

文化企画・世界遺産推進課は以上です。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

19ページでございます。

右側説明欄1、交通整備促進費の(1)並行在来線対策事業といたしまして、肥薩おれんじ鉄道の運行支援に要する経費を、(2)地域交通燃料価格高騰対策事業としまして、バス、鉄道、航路など、交通事業者等への支援に要する経費を計上しております。

また、2、空港整備促進費の(2)天草空港運航支援対策事業としまして、天草エアラインへの運航支援に要する経費をお願いしております。

いずれも、燃料価格高騰の影響を受けている交通事業者等に対する補助について、国の交付金を活用して実施するものでございます。

また、2、空港整備促進費の(1)阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業については、現在力を入れております台北線に対応するための阿蘇くまもと空港国際線振興協議会への負担金追加をお願いしております。

交通政策課は以上です。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

20ページをお願いいたします。

人事管理費で増額補正をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

情報管理運営費のデータ連携基盤構築等推進事業でございます。

これは、アフターコロナ時代、そしてデータ活用社会を念頭に、パーソナルデータを活用しますエリアデータ連携基盤の構築の検討、そして市町村におけますオープンデータの取組の推進に要する経費でございます。

デジタル戦略推進課は以上でございます。

○永野公務員課長 人事委員会事務局でございます。

22ページをお願いいたします。

事務局費につきまして、説明欄をお願いいたします。

コロナ対応分として、職員採用試験におけるウェブ面接やオンライン説明会等に使用するための遮音性の高いワークブースの設置など、アフターコロナに適合した事務局運営のデジタル化に必要な環境整備を行うものでございます。

人事委員会事務局は以上です。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

23ページをお願いします。

第3号議案、東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

24ページ、条例案の概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨としましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更を踏まえまして、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容ですが、感染症防疫作業手当の特例を廃止するものでございます。

3、施行期日は、公布の日からとしております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

第4号議案、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

27ページ、条例案の概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨としましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

2の主な改正内容ですが、手当の名称変更と所要の規定の整理を行うものでございます。

3の施行期日ですけれども、公布の日または新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行日のいずれか遅い日からとっております。

人事課は以上です。

○臼井財政課長 財政課でございます。

28ページをお願いします。

議案第5号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

29ページの条例案の概要で説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、法律の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容です。

アについて、令和4年12月議会において、知事が認定する獣医師に対して、豚熱ワクチンを交付する際の手数料を新設したところですが、今回、豚熱ワクチンを交付する際の手数料の対象に知事が認定する飼養衛生管理者を追加するものです。

家畜を所有する者は、衛生管理を徹底する必要があります。その責任者は飼養衛生管理者となります。具体的には、畜産業者などが該当します。ワクチンを飼養している豚に打ちたい飼養衛生管理者は、県が実施する研修などを受講し、知事の認定を受ける必要があります。

家畜伝染病である豚熱は、平成30年に26年ぶりの国内発生が確認されて以降、九州での発生はありませんが、昨年3月に山口県において野生のイノシシで確認されたことから、

早急な対策が求められており、今回、対象にこの者を追加するものでございます。

イについて、道路交通法の一部改正に伴うものです。

今回の改正では、原動機付自転車に該当する電動キックボードのうち、一定の要件を満たすものの位置づけが、原動機付自転車から特定小型原動機付自転車に変更されます。

特定小型原動機付自転車とは、最高速度や車体の大きさなどが一定の基準以下の条件を満たすものを言い、運転免許も不要となります。また、特定小型原動機付自転車による危険な違反行為を繰り返す者も、自転車同様講習の受講が義務づけられることから、今回、受講する際の講習手数料を新設するものです。

次に、3の施行期日です。

知事が登録する飼養衛生管理者に対する豚熱ワクチンの交付手数料については、公布の日、道路交通法の一部改正に係るものについては、令和5年7月1日としております。

財政課は以上です。

○坂口税務課長 税務課でございます。

30ページをお願いします。

第6号議案、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

39ページの条例案の概要で御説明します。

1の条例改正の趣旨としましては、令和5年度税制改正に伴い、地方税法の一部改正等が行われたことを受け、所要の改正を行ったものです。

2の主な改正内容について御説明いたします。

(1)ア、自動車税環境性能割の(ア)については、電気自動車など環境負荷の小さい自動車の取得に対して税率を軽減する特例措置について、半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置き、令和6年1月から税率区分の基準となる燃費

基準の達成度を引き上げるものであり、(2)イについては、令和7年4月からさらに引き上げるものです。

(1)アの(イ)及びイについては、自動車税の環境性能割及び種別割について、自動車メーカー等の不正により納税不足等が生じた場合に、当該メーカー等に納税義務を負わせる特例措置について、再発防止等の観点から、納税不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げるものです。

(2)アの公示送達とは、賦課徴収等に関する書類について、送達を受けるべき者の住所等が明らかでない場合など、送達が困難な事情があると認める場合に、法律上の手段をもって到達させる制度ですが、現行の掲示板に書面を掲示する方法から、インターネットやパソコンを閲覧させる方法等に変更するものです。

(3)施行期日は、公布の日などとしております。

税務課は以上です。

○鳥井くまモングループ課長 くまモングループでございます。

説明資料の40ページをお願いします。

明許繰越しについてでございます。

表右側の繰越しの理由欄をお願いします。

これは、テトリアくまもとビル1階にありますくまモンスクエアのリニューアルに係る経費で、基本計画の策定等に想定以上の時間を要し、年度内の事業完了が困難となったため、今年度への繰越しを行ったものでございます。

くまモングループからは以上でございます。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課です。

41ページをお願いします。

繰越し明許費について、上段の防災情報通信

基盤整備事業費は、芦北及び球磨の両地域振興局における防災行政無線の非常用発電設備の浸水対策、かさ上げ工事を行うものです。

それぞれの振興局の庁舎用の電源設備工事と併せて実施しており、その庁舎側の工事の工期延長に伴い繰り越したものです。

なお、両振興局の工事とも5月末に完了しております。

下段の防災センター施設整備事業費は、新防災センターの防災情報通信設備工事等を行うものです。

新防災センター庁舎建設工事の工期延長に伴い、繰り越したものです。

なお、当該事業は、6月末には完了予定です。

危機管理防災課は以上です。

○上塚総務厚生課長 総務厚生課です。

42ページをお願いします。

職員住宅管理等事業費についてですが、これは、熊本市内の職員住宅の老朽化に伴い、給排水設備等の改修を緊急に行うこととなったため、令和4年度12月補正により予算措置した事業ですが、受注生産による設備も含まれており時間を要したため、繰り越したものです。

総務厚生課は以上です。

○松尾財産経営課長 財産経営課でございます。

43ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

1段目の県庁舎維持補修費、2段目の県庁舎等施設LED導入事業費、3段目の総合庁舎等施設整備事業費ですが、半導体や電気部品、照明器具など、事業に必要な資材等の納入に時間を要したこと等により繰り越したものでございます。

44ページ上段の財産利活用推進事業費につきましては、議会棟地下倉庫への書棚設置に

ついて、施設管理者との調整等に時間を要したため、繰り越したものでございます。

下段の県庁舎等施設災害復旧費は、防災センターの建設工事が令和5年3月中旬まで延長されたことに伴い、年度内の什器の搬入が困難になったこと等により繰り越したものでございます。

財産経営課は以上です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

45ページをお願いいたします。

事業名、物価高騰対応生活者支援交付金事業費は、生活者支援事業を行う市町村へ2分の1を助成する事業ですが、2月補正予算に計上し、令和5年度に事業を実施するため、全額を繰り越したものです。

市町村課は以上です。

○枝國私学振興課長 私学振興課でございます。

46ページをお願いします。

上段の私立高等学校専攻科授業料減免補助事業費は、令和4年度2月補正予算による追加事業であり、繰り越して今年度実施するものでございます。

下段の送迎用バス安全装置改修支援事業費（私立学校分）でございますが、国の交付要綱の制定が令和5年1月末であったため、繰り越して今年度実施するものでございます。

私学振興課は以上でございます。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

47ページをお願いいたします。

消防学校教育訓練機能強化事業費は、消防学校の訓練塔整備に係る資材の調達遅れや入札不調により年度内の事業完了が困難となったことから、やむを得ず繰り越すものでございます。

なお、本事業につきましては、今年1月に

契約しまして、12月に竣工予定となっております。

消防保安課は以上でございます。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

48ページをお願いいたします。

1段目の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費は、水俣市が水俣川河口臨海部において護岸整備などを行います渚造成事業等について、建設資材の入手困難等により繰り越したものでございます。

2段目の阿蘇草原再生事業費と3段目の草原維持システム構築推進事業費は、各牧野の野焼きに合わせて実施するものでございまして、天候不良により年度内に実施できなかったため、繰り越したものでございます。

なお、今年5月までには事業を完了しております。

4段目の被災住宅移転促進宅地整備受託事業費は、球磨村が活用する国庫補助事業に必要な国の同意の手續に想定以上の期間を要したことなどによりまして繰り越したものでございます。

地域振興課は以上でございます。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

49ページでございます。

上段の地方公共交通対策事業費につきましては、南阿蘇鉄道のJR豊肥本線乗り入れに係る機器について、半導体不足の影響を受けた機器納期遅延により年度内の完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

なお、7月15日の運行開始には支障はございません。

次のJR肥薩線鉄道復旧調査検討事業費及び次の阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業費につきましては、昨年の12月補正で計上させていただいた経費でございます

が、関係機関等と協議、調整の上実施する必要があるため、繰越しをしたものでございます。

最後に、くま川鉄道災害復旧費につきましては、被災した球磨川第四橋梁の撤去等にやや時間を要したため、年度内の完了が困難となったため繰り越したものですが、現在は撤去完了し、全体の復旧スケジュールに大きな影響を与えるものではございません。

交通政策課は以上です。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

50ページをお願いします。

事故繰越についてでございます。

防災情報通信基盤整備事業費は、県が設置する震度計の機器更新等を行うもので、令和4年2月補正にて予算化したものでございます。半導体不足により通信機器の調達ができず事故繰越となったものでございます。

なお、当該事業は、8月末には完了予定です。

危機管理防災課は以上です。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

51ページをお願いいたします。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費は、水俣市が実施する渚造成事業について、建設資材の入手困難により令和4年度に繰り越した令和3年度予算の一部を繰り越したものでございます。

なお、今年5月までには事業は完了しております。

地域振興課は以上でございます。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当



課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんでしょうか。

○溝口幸治委員 1ページと、それから12ページに関わりますけれども、今回の補正で物価高騰対策、県民生活、県経済への影響の最小化ということで予算が立てられておりますが、この1ページでいくと、生活者への支援の金額というのが、12ページの自治振興費の中にある、いわゆるLPガス使用世帯の支援を行う市町村に対する交付金というところにつながってくるのかなと理解をしているんですが、これは、市町村がその事業を実施するところに補助をするんだろうと思いますが、その市町村はどれぐらいの数実施をされるのかということと、これは、世帯数でいくと、県の世帯数でどれぐらいがカバーできるのか、それから、これは物価高騰対策ですから、LPガスを使ってない世帯もあるんですが、そこは何らかの支援というか、電気代とかということになるのか、そういうものもあるんだと思いますが、トータルでどれぐらいの世帯がこの物価高騰対策で支援を受けて、そのうちの今回のこのLPガス使用世帯は、何世帯が支援を受けているのかというところを御説明いただきたいと思います。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

12ページの今回のLPガス使用世帯についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましては、市町村が実施する場合に補助するものでございます。

この事業の創設に当たりましては、市町村

と十分下調整しております、スキームの説明会等をオンライン会議であったり、疑義照会であったりしております。その他いろいろ働きかけた結果、現時点では、45のうち41市町村がこの県の補助スキームに乗っかるということでございます。

質問について、前後いたしますが、全世帯に占めるLPガス世帯の割合は、県内で6割ということになっております。つきましては、今回、41市町村がこの補助スキームに乗るといった場合につきましては、今のところ世帯ベースで98%の世帯数がカバーされるということになります。

また、お尋ねのありましたLPガス以外の支援につきましてですが、電気と都市ガスにつきましては、こちら、国が直轄で補填をしております。1月から値引きということで、各家庭に電気料金等が請求される場合に、値引きという形で補填をされているということでございます。

今回、LPガス使用世帯につきましては、LPガス使用世帯の方に6,000円現金を給付ということ想定して事業を組み立てたところでございます。

市町村課は以上です。

○溝口幸治委員 ということは、つまり、かなりの県民の世帯が、物価高騰対策、国の交付金を頂く——交付金というか、何らかの支援をいただいているということになると思いますけれども、どれぐらいのパーセントが支援を受けているというのは分かりますか。分からなかったら、これは後で結構です。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

私の説明が不十分ですみませんでした。一応、電気を使用している世帯と都市ガスを使用する世帯については、もう既にカバーされています。カバーが行き届かなかったのがLPガス使用世帯ということでございます。

で、今回、この県の補助事業を使っていただければ、ほぼ全世帯に支援が届くというふうな理解をしております。

以上でございます。

○岩本浩治委員長 その他質疑はありませんでしょうか。

○緒方勇二委員 すみません、ちょっと関連して。

今LPガスへの支援とおっしゃいましたけれども、生活困窮者は、まあ別の支援があったのかもしれませんが、電気と——電化している人もたくさんおられますし、LPガスでやられている方もおられますが、本当に生活に困っている人はカセットボンベ使うとんなはるですよ。これは支援の対象に入りますか。

○阿南市町村課長 市町村課でございます。

低所得者向け、生活困窮者向けの支援につきましては、市町村のほうが独自に取り組んでおります。ということで、今回の補正につきましては、LPガス使用者に特化した支援という形になります。どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○岩本浩治委員長 その他質疑はありませんか。

○立山大二朗委員 すみません。46ページの教育費ですね。

項が教育総務費の事業名が送迎用バス安全装置改修支援事業、繰越明許のところなんですけれども、国の交付要綱の制定が令和5年1月末ということで、もちろんなかなかタイミング的に厳しかったと思うんですけれども、バスの安全装置の件については、結構話題にもなっていましたし、非常に求められて

いるところも多いと思うんですが、現状での執行率といいますか、完了予定ってどのぐらいになるんでしょうか。大体もう年度内にちゃんといけるような形になるのか、教えていただきたいと思います。

○枝國私学振興課長 私学振興課でございます。

今回の補正17万6,000円につきましては、私立の中学校のスクールバス2台についてセンサーブザーをつけるというものでございまして、速やかにこちらのほうは交付をしまして設置を進めてまいりたいというふうに思っております。学校のほうでも準備を進められているというところであります。

以上でございます。

○立山大二朗委員 ありがとうございます。

まだ完了してないところもあるとは思いますが、多分私学側も早急に対応していきたいでしょうし、保護者の方も非常に求められているところだと思いますので、御指導も含めて、よろしくお願いたします。

以上です。

○岩本浩治委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第3号から第6号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認めて、一括して採決をいたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

報告資料①を御覧ください。

公立大学法人熊本県立大学第4期中期目標(素案)についての御報告でございます。

まず、中期目標とは、法に基づき、知事が議会の議決を経て定め、大学に指示する6年間の目標です。大学は、その目標を達成するための中期計画を定め、知事の認可を受けます。第4期中期目標の期間は、令和6年度から6年間でございます。

中段の中期目標の策定手順としまして、議会の議決、知事からの指示の前に、大学及び評価委員会の意見を聴きます。

下段は、中期目標策定に係るスケジュール案でございます。

今回の素案については、パブリックコメントも実施します。その後、12月議会において目標案を付議させていただく予定です。

次のページの見開きをお願いいたします。

中期目標(素案)の概要を整理した体系図でございます。

記載すべき大枠の項目は、法に定められております。

内容につきまして、基本的な方向性は、これまでの目標を継続しつつ、社会の要請や地域社会の変容を踏まえたものとする案としております。

アンダーラインの部分が、現在の第3期目標からの変更案でございます。

一番上の基本目標は、地域社会を担う人材育成の拠点としての大学など、3つとしております。

次の3つの重点目標のうち(2)の上のアンダーラインは、熊本地震を大規模自然災害に改め、その下は、上の基本目標と表現を合わせるものです。

中段、下段に、ローマ数字のⅠからⅤまで、5つの目標を記載しております。

ローマ数字のⅠ、大学の教育研究等の質の向上に関する目標は、1、教育に関する目標以下、5つの目標で構成しております。

まず、1、教育に関する目標の左側、人材育成に、地域課題の解決に向けた意欲、性別、年齢等の多様性を認め、持続可能な社会の構築などのキーワードを入れております。

また、その右側の(2)教育内容・方法等に関する目標の③に、実践的な学びを通じた外国語能力の向上などのキーワードを入れております。

続きまして、一番右の上段3、地域貢献に関する目標の(1)にDX推進の取組などを記載しております。

また、その2つ下の5、学生支援に関する目標に、(3)地域産業界と協働した県内への就職の促進などを記載しております。

最後に、一番下段のローマ数字ⅡからⅤの目標にも、性別、年齢等にかかわらず能力が発揮できるDX推進などのキーワードを入れております。

県政情報文書課は以上です。

○小川企画課長 企画課でございます。

私からは、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について御説明をさせていただきます。

資料ですが、右上に報告資料の②と書かれておる別添の資料をお願いできればと思います。

まず、初めになりますが、これまでの国や本県における取組について御説明をいたします。

国におきましては、テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢が大きく変化する中で、デジタルの力を活用して、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会、こちらを目指すために、昨年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略、こちらが策定されたところです。

続いて、資料の右側になりますが、この国の戦略の改訂を受けまして、本県におきましても、地方創生に向けた取組を推進するため、令和3年に策定をいたしました第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂作業を進めているところです。

資料の2ページ目をお願いいたします。

こちらは、国の総合戦略の改訂の前後の概要を上と下に記載しております。

まず、上段の総合戦略では、右側に記載しております4つの基本目標を設定し、人口減少への対応や東京圏への一極集中の是正、これらを着実に進めていくことが掲げられております。

続きまして、下段の昨年12月に策定をされたデジタル田園都市国家構想総合戦略では、施策の方向を上段の基本目標と同様に4つの類型に分類をするとともに、その下になりますが、デジタル基盤の整備等によって地方のデジタル実装を下支えして地方創生を推進することとしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

こちらは、今度は、本県における戦略の改訂についてになります。

上段が現行の総合戦略、下段が改訂案となっております。

まず、期間につきましては、次期戦略策定までの間、効力の延長をすることとしております。

次に、改訂の方向性としましては、この4つの柱については、総合戦略や県の情報化推進計画の下でこれまで進めてきましたデジタル活用の方向性を継続するため、変更しない方針で考えております。

その上で、DXの推進など、デジタルの力を活用した取組やデジタル実装の基礎条件整備に係る取組、こういったものを記載するとともに、本県では、やはり非常に近年の大きな社会情勢の変化と言えますTSMCの進出に係る取組、これらについても追加をしまして、地方創生に向けた取組を加速化、深化していきたいと考えております。

最後に、一番下になりますが、今後のスケジュールとしまして、7月、8月頃にパブリックコメント及び県の地方創生会議での協議を行った後、9月の定例会において改訂内容を御報告させていただきたいと考えております。

企画課は以上になります。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

右上に報告資料③と記載のあるA4の資料をお願いいたします。

緑の流域治水の推進と五木村、相良村の振興について御報告します。

なお、本件は、総務常任委員会のほか、建設常任委員会にも御報告させていただきます。

まず、1、緑の流域治水の主な取組状況として、(1)新たな流水型ダム環境アセスメントの進捗状況でございます。

上段枠囲みを御覧ください。

国において、昨年11月14日に環境影響評価方法レポートが公表され、本年4月24日には知事意見を提出いたしました。

3つ目のポツですが、今月5日には、国の流水型ダム環境保全対策検討委員会が開催され、流水型ダムの大型水理模型実験の視察やダム施設の検討状況等について審議されました。

今後、国において、調査、予測、評価を行い、その結果等を記載した準備レポートが公表される予定です。

続いて、(2)「緑の流域治水の見える化」についてです。

中段の枠囲みですが、本年3月、球磨川流域の地形や河川の特徴、緑の流域治水の取組内容を分かりやすく伝える動画、立体地図、パンフレットを作成しました。

現在、球磨川流域の児童生徒への出前講座など学校現場への取組とともに、各市町村の防災会議の場を活用して緑の流域治水を発信しています。さらに、知事の定例記者会見や県政テレビにて、流域住民のみならず、広く県民にも発信しています。

引き続き、あらゆる機会を通じて緑の流域治水に対する県民の理解を深め、さらなる推進につなげてまいります。

続いて、(3)球磨川流域治水協議会についてです。

下段の枠囲みですが、今月6日に第7回の協議会を開催しまして、プロジェクトの更新及び取組状況の報告を行いました。

資料の裏面を御覧いただきたいと思えます。

五木村、相良村の振興についてでございます。

まず、(1)五木村の振興です。

上段の枠囲みですが、これまで新たな振興計画策定に向けて協議を重ねてまいりましたが、先月15日、国、県、五木村の3者で合意

しました。

別紙A3の資料を御覧いただきたいと思えます。

こちらが計画の概要になります。

右側の3、計画の着実な実現に向けての1、計画の期間では、令和5年度から5年間で第1期とし、おおむね5年ごとに計画を見直すこととしています。

その下の2、迅速かつ効果的な事業の推進では、具体的な事業について、毎年度実施計画を策定し、協議が調ったものから着手することとしています。

A3の裏面をお願いいたします。

計画の体系です。

「誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が集まる“ひかり輝く”新たな五木村」を基本理念とし、4つの目指す姿と方向性を掲げ、各施策を推進していくこととしています。

以上が五木村の新たな振興計画の概要になります。

では、A4の資料のほうにお戻りいただきまして、上段枠囲みの2つ目のポツをお願いいたします。

今月4日に村民説明会を開催し、知事から五木村の振興にかける決意を伝えるとともに、新たな計画を説明し、御意見をお聴きいたしました。

県としては、新たに2名の職員を派遣するとともに、昨日、熊本県五木村振興相談室を開設しました。

今後、国、県、村が一体となって取り組んでまいります。

最後に、(2)相良村の振興です。

下段の枠囲みになります。

本年3月、第2回相良村振興推進会議を開催し、昨年10月に村から提案いただいた振興策に対する県の取組を知事から吉松村長にお渡ししました。

先月21日には、村民説明会にて、知事が相

良村の振興に対する考えを伝えるとともに、県の取組を説明し、御意見をお聴きしました。

今後とも、村の意向を踏まえながら、目に見える形で村の振興に取り組んでまいります。

報告は以上です。

○岩本浩治委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんでしょうか。

○溝口幸治委員 じゃあ、1点いいですか。

すみません。緑の流域治水の御説明、ありがとうございます。この緑の流域治水の見える化の取組についてということで、改選前から私もというか、災害後からずっとこだわってお話をさせていただいています。

御承知のとおり、今回選挙がありましたけれども、緑の流域治水、流水型のダムを含めた緑の流域治水をやり遂げるという覚悟を示しながら、最大の受益地というか、人吉の選挙区で勝たせていただいて、多くの皆様方の民意を得て上がってきたわけではありますが、まあ、たとえ反対が多くても、とにかく命と暮らしを守ることはやらなければならないというものが前提として、今ここに座らせていただいています。

とはいえ、選挙期間も含め、いろんな方々のお話を聞くときに、やっぱり市房ダムが、放流の在り方だとか、市房ダムに対する恐怖心だとか、ダムに対するアレルギーだとかということをお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。で、市房ダムは県営のダムですから、これを長年こういう状態で放っておいたというのは、非常に、私も含め、説明が足りなかったのではないかと思うところであります。

そういった意味では、今回のこの緑の流域

治水の見える化の取組というのは、非常に大事になってくるんだろうと思います。科学的根拠というか、客観的に分かるような資料を常に住民の皆さん方に見ていただくという工夫、それから、子供から大人まで、今は何だかんだ言いながら逃げるしかないわけですから、逃げていただくための基礎的な資料というものをきちっと住民にお示ししていくことがとても大事だというふうに思っています。

出前講座とか知事の定例会見でもお触れをいただいて、今回作っていただいた動画とかパネルとか、こういったものを今一生懸命普及啓発をされていると思いますが、これはやっぱりもうずっとやり続けていく、お一人ももう命を失わせない、多くの財産をできるだけ被害に遭わないためにもそれをやり続けることが大事だろうと思いますが、今後、この辺りの力の入れ方というか、復興局だけじゃなくて、教育委員会も含めての連携だと思いますが、そのあたりの話をぜひ聞かせていただきたいと思っています。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

流水型ダムを含む緑の流域治水を推進することによって、球磨川流域の安全、安心をしっかりと確保し、さらに地域の発展につなげていくということが大目標でございます。

そういう意味で、この緑の流域治水の見える化というものは大事な取組だと考えておりました。今現在、先生からも少し御紹介あったように、まずは県教育委員会と連携しまして、学校での動画視聴の働きかけや、それから市町村の教育委員会、流域の12の教育委員会の皆様にも直接説明するなどして御理解を得るということでやっております。

また、出前授業につきましても、大変好評でございまして、球磨中央高校、それから人吉市立第一中学校で実際させていただきましたけれども、球磨中央高校などでも、この緑

の流域治水の見える化の動画等を見て、自分でできることに取り組みたいというふうに感じたですとか、それから、流域全体の安全、安心を守るために多くの取組がなされていることを理解したというようなお声もいただいております。

そういう意味で、先生から今御指摘あったように、単に今だからやるというわけではなくて、この流水型ダムを含む緑の流域治水を、例えば流水型ダムにしても、あと何年かかかるわけでございますので、これをしっかりやり続けていくことが我々も大事だというふうに思っております。

さらに、今年度について言いますと、流域の小中学校、高校でさらに出前授業ができないかという働きかけを、県教委と一緒に連携してやらせていただいています。

また、事業者の皆様様の御理解も得ようということで、商工会議所等に働きかけて、企業の事業者の皆様にも見ていただくというような機会をつくっていければというふうに考えているところでございます。

今後、あらゆる機会を通じて、今年度だけに限らず、来年度以降もしっかりこの見える化の取組はやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○幸村香代子委員 同じく、緑の流域治水の推進の今あった報告なんですけど、溝口県議のほうからもあったように、流水型ダムを含む緑の流域治水の推進ということですが、様々な流域住民の方、また、県民の皆さんにも様々な御意見があるということについては、皆さん御承知のことというふうに思います。

それについて、やはり非常に見える化の取組というのは、ある意味県民全体の問題として取り上げていく、見えるようにしていくということは必要なことだとは思いますが、今やっぱり流域の被災された方たちから出て

くるのは、非常に情報が少ないと、まずは自分たちのところに情報が来ない、自分たちの意見を届けるすべがないというふうな御意見があるのも事実です。そういったことについて、やはり真摯に向き合っていくという姿勢が必要なんじゃないかというふうに思います。

誰だって命は大事ですし、言われるように、もう今逃げるしかない、避難経路をどうするかという問題は、もうこの梅雨の時期、本当に雨が降る予想が出るたびに、きっと皆さん、私も含めてですが、冷や冷やするような思いをされています。

そういった意味では、本当に治水事業というのは大事だというふうに思うんですが、先ほどお話ししたように、様々な御意見、お考えがある中で、真摯に向かい合っていて、情報を丁寧に伝えていただく、また、御意見を聴いていただくというふうな取組も進めていただきたいというふうに思います。

その点について、どのようなお考えをお持ちか、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○中川政策監 球磨川流域復興局でございます。

この緑の流域治水を進めるという、この方向性を進めるに当たって、まず、知事は、30回にわたって流域の皆様方の御意見をお聴きした上で、命と環境の両立を目指すということが流域の皆様様の願いであると、この2つを両立させなければいけないということで、流水型ダムは不可欠であるし、単にダムだけでなく、国、県、流域市町村、それこそ今、田んぼダムの取組などをやっておりますけれども、こういったことも含めて、流域全体でこの安全、安心を確保していくということでやらせていただいているところでございます。

委員御指摘のように、治水事業に対して不

安を抱えていらっしゃる住民の方々、いらっしゃると思います。それは、県としまして、そのような不安が少しでも解消できるように、説明については丁寧に尽くしてまいりたいと思いますし、実際、治水事業をやっているのは県だけではなくて、国、県、それから市町村も一部担っておりますので、これら流域の安全に責任を負う者として、しっかり連携して説明をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○緒方勇二委員 緑の流域治水の見える化について、溝口委員、それから幸村委員からも御指摘、質疑がございましたので、私も当該地域の委員として、一言申し上げておきます。

多様な意見はございますが、総合力で勝負しようということで緑の流域治水を理念に掲げ、やったわけですね。その中で、大きな柱はもちろん流水型ダムでありますけれども、先ほど田んぼダムの話が出ましたが、見える化の中にぜひ、今後遊水地とか田んぼダムの受入れ環境を醸成していくためには、もっと広く、啓発として、動画や立体地図やパンフレットはもっと広げてください。

といいますのが、かつて昭和40年代からずっと農業の基盤整備をやってきました、流量をすごく直線的に流すようになって内水被害を起こすようになって、河川に負荷をかけてしまったのではないかという農家の意見がすごく多いですよ。

ですので、ようやく河川整備計画ができて、県管理河川等の治水安全度を向上させるすべを持ち得たという私どもでありますから、見える化の中に、河床掘削等ぐらいいか今できていませんけれども、それで治水安全度がどれくらい上がってきているのか、各支川でもいいんですけれども、これくらい上がったんですよというような、そういうことも

見える化の一つでありますから、田んぼダムの取組の機運醸成のためにも、遊水地の受入れ機運醸成のためにも、ぜひこういう啓発活動をしっかりやっていただきますよう、これは要望です。

○岩本浩治委員長 ただいま、緑の流域治水の件につきまして、溝口委員、緒方委員、幸村委員から出ました。ぜひ、そういう面で検討をしていただきたいし、要望をぜひ実現に向かってしていただきたいと思っております。

ほかに何かありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 ないようでございますので、なければ、以上で本日の議題は終了いたします。

最後に、要望等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回……（「その他」と呼ぶ者あり）その他、すみません。その他何かありませんでしょうか。

○溝口幸治委員 なかったら、ちょっと1点だけいいですか。

すみません。企画振興部長、今日で終わりと聞いておりますが、本当、災害後来られて、大変お世話になったわけでありませけれども、コロナがこれからアフターコロナに入っていきますけれども、今日ちょっと質疑では触れませんでしたけれども、地域振興課の中にあるこの移住定住だとか夢チャレだとか、いわゆるコミュニティーを再生していくというのが今からとても重要なテーマになってくると思います。文化企画課でいくと、これまで文化活動できなかった、芸術活動できなかったところに補助をして、またコミュニティーを再生していくというのがとても大事になってくるんだと思います。

一方で、部長が来られてからTSMCの話



があつて、まあ、よそから見たらとても羨ましがられているけれども、我が県ではいろいろな課題もありますが、部長のこれまでの感想と、それから今後、県庁の風土もこういうところはやっぱり変えたほうがいいなというのは、最後、もう嫌われてもいいので御発言して、後輩というか、我々にも何か示唆を与えていただければと思います。

○高橋企画振興部長 恐縮でございます。

私、3年前に着任をいたしました。ちょうど水害の直後だったです。本当に、大変な状況のときに着任したと思っています。

ですので、一番心を割いていたのは、やはり人吉の災害のことはすごく考えていました。そこで、復興のために少しでもということはずごく思っていました。

一方で、コロナはあったんですけども、何か将来のためにということで、交通関係ですとか、要するにアクセス鉄道ですとか、あと、コロナの中においても、やっぱり文化活動だとか地域振興だとかというのは何とかできないかということでずっと取り組んできたなというふうに思っています。

先生方にはすごくお世話になったなと思っています。3年間ありがとうございました。

県庁で働いていて思いますのは、もっと働き方、いい働き方とか効率的な働き方がどんどんできればいいなと思っています。溝口先生もよく、例えばデジタルの関係とか、いっぱい御質問をいただきましたので、例えば、デジ局でフリーアドレスになったりとか、私の部屋がプロジェクターで基本的にはペーパーレスでやってもらったりとか、少しずつやっちはいるんですけども、そういったことがもっと広がったらいなというふうに思っています。

以上でございます。ありがとうございます。

○岩本浩治委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○岩本浩治委員長 それでは、ないようでございますので、これをもちまして第2回総務常任委員会を閉会いたしたいと思います。

午後0時4分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長